

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和元年5月29日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1800114号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1900001号

第1 結論

- 1 請求者のA事業所における平成25年8月31日の標準賞与額を22万円、平成25年12月31日の標準賞与額を45万8,000円、平成26年8月6日の標準賞与額を23万2,000円、平成26年12月18日の標準賞与額を46万1,000円、平成27年8月10日の標準賞与額を23万5,000円、平成27年12月21日の標準賞与額を46万1,000円、平成28年8月10日の標準賞与額を23万8,000円に訂正することが必要である。

平成25年8月31日、平成25年12月31日、平成26年8月6日、平成26年12月18日、平成27年8月10日、平成27年12月21日及び平成28年8月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成25年8月31日、平成25年12月31日、平成26年8月6日、平成26年12月18日、平成27年8月10日、平成27年12月21日及び平成28年8月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のA事業所における平成26年12月18日の標準賞与額を51万4,000円、平成27年12月21日の標準賞与額を47万円に訂正することが必要である。

平成26年12月18日及び平成27年12月21日の訂正後の標準賞与額(上記第1の1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成16年12月
② 平成20年8月
③ 平成20年12月
④ 平成21年8月
⑤ 平成21年12月
⑥ 平成22年8月
⑦ 平成22年12月
⑧ 平成23年8月
⑨ 平成23年12月
⑩ 平成24年8月
⑪ 平成24年12月
⑫ 平成25年8月

- ⑬ 平成 25 年 12 月
- ⑭ 平成 26 年 8 月
- ⑮ 平成 26 年 12 月
- ⑯ 平成 27 年 8 月
- ⑰ 平成 27 年 12 月
- ⑱ 平成 28 年 8 月

A事業所から支給された賞与のうち、請求期間①から⑱の標準賞与額の記録がない。

各賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、請求期間①から⑱の標準賞与額を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間⑫から⑱について、A事業所及び同事業所が業務委託を行っている会計事務所が保管する賞与支払明細及び源泉徴収簿、請求者の住所地であるB市から提供された給与支払報告書（以下「賞与支払明細等」という。）によると、請求者は、平成 25 年 8 月、平成 25 年 12 月、平成 26 年 8 月 6 日、平成 26 年 12 月 18 日、平成 27 年 8 月 10 日、平成 27 年 12 月 21 日及び平成 28 年 8 月 10 日に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認又は推認できる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準賞与額については、賞与支払明細等により確認又は推認できる請求者の賞与額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額から、平成 25 年 8 月は 22 万円、平成 25 年 12 月は 45 万 8,000 円、平成 26 年 8 月 6 日は 23 万 2,000 円、平成 26 年 12 月 18 日は 46 万 1,000 円、平成 27 年 8 月 10 日は 23 万 5,000 円、平成 27 年 12 月 21 日は 46 万 1,000 円、平成 28 年 8 月 10 日は 23 万 8,000 円に訂正することが必要である。

また、上記のうち平成 25 年 8 月及び平成 25 年 12 月の賞与の支払日については、これを特定できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、便宜上、それぞれの月末日である平成 25 年 8 月 31 日及び平成 25 年 12 月 31 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る請求期間⑫から⑱の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料を保管しておらず、当該期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間⑮及び⑰について、賞与支払明細等によると、請求者の賞与額に見合う標準賞与額は、上記第3の1の厚生年金特例法により訂正される標準賞与額を上回る額であることが確認できる。

したがって、請求者のA事業所における標準賞与額については、賞与支払明細等により確認できる請求者の賞与額から、平成 26 年 12 月 18 日は 51 万 4,000 円、平成 27 年 12 月 21 日は 47 万円に訂正することが必要である。

ただし、訂正後の標準賞与額（上記第3の1の厚生年金特例法により訂正される標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とな

らない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 請求期間①から⑩について、請求者及びA事業所の現在の事業主は、当時、同事業所では、毎年、8月及び12月に必ず賞与が支給されていた旨を述べており、また、同僚が請求期間②から⑩当時の賞与に係る支払明細書を保管していることから判断すると、請求者は、当該期間において、同事業所から賞与の支払を受けていたことがうかがえる。

しかしながら、当該事業所は、当該期間に係る賞与支払明細等の資料を保管していない上、現在の事業主は、「私は昨年から事業主となっており、以前の事業主はいずれも亡くなっていることから、当時のことは何も分からない。」と述べている。

また、請求者は、当該期間の賞与に係る支払明細書等の資料を保管しておらず、B市及び当該事業所が業務委託を行っている会計事務所においても、当該期間の資料を保管していないことから、請求者に係る当該期間の賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認することはできない。

このほか、請求者の請求期間①から⑩における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①から⑩に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。